

機械翻訳と著作権法

はじめに

機械翻訳技術の急速な発達により、言語の壁はこれまでと比べてとても低くなりました。しかしながら、業務上これを使用する場合には第三者の著作権への配慮も必要です。以下、ご相談に関連する著作権法の規定などについて説明し、回答いたします。

innoventier弁護士法人イノベンティア

企業法務相談室

今回のご相談

当社は、外国語の文献や資料を従業員が参考する際、理解を助けるために機械翻訳ソフトを使用して翻訳し、社内の業務に使用しています。これについて、何か法的な問題はありますか。

の他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」（私的使用）を目的として複製する場合には、法三〇条一項に該当し、著作者の許諾がなくとも複製等が可能となります。企業での著作物の利用においてしばしば適用が問題となるものとしては、他人の著作物を公正な慣行にしたがつて引用する場合などがあります。

機械翻訳による翻訳物の性質

て翻訳物を作成することが著作者の翻訳権等を侵害しないかが問題となります。上述のとおり、既存の著作物に創意的な表現を付加したもののが二次的著作物となることから、機械翻訳ソフト等を使用して翻訳物を作成する場合に創意的な表現が付加されているのかが問題となります。

議論はありますが、現在のところ、機械翻訳ソフト等を使用して二次的著作物と評価されるに足る翻訳物を作成するためには、機械翻訳ソフト等の利用者が思想感情を表現する

機械翻訳ソフト等の利用規約との関係

著作権法だけではなく、機械翻訳ソフト等の利用規約にも注意が必要です。機械翻訳ソフト等の利用規約には、「利用者は、他者の知的財産権を侵害しない」、「利用者は、当該ソフト等の提供者に送信されるデータの収集、処理及び利用について法律上要求される要件を遵守する」、「利用者が当該翻訳ソフト等を利用してコンテンツを翻訳する際に、当該コンテンツを使用、複製、保存、変更、処理等する権利を当該翻訳ソフト等の提供者に付与する」などといった条件が定められていることが一般的です。上記のとおり、厳密に

三一
卷之二

は、許諾を得ないで第三者の著作物を機械翻訳ソフト等を利用して翻訳することは著作者の複製権を侵害するため著作権法違反となります。また、第三者の著作物に関して利用者が翻訳ソフト等の提供者に対しても利用等について許諾を与える権利はなく、上記のような利用規約の定めに違反していることとなります。

したがつて、著作権法のみならず、利用規約上も、第三者的著作物については、当該著作者から機械翻訳を行う許諾を得る必要があるということになります。

について説明し、回答いたします。

著作者の許諾のない複製等

ないものは後述の「複製」に該当します。

実際上は、著作者が機械翻訳ソフト等を用いた翻訳物の作成を確知することが難しいのに加えて、損害が生じない場合も少なくないことから、訴訟や刑事手続きに発展するリスクは極めて低いといえます。このように法的なリスクが極めて低く、外国の著作者に許諾を得ることは現実的ではない場合も多いことから、特段対応をとらずに機械翻訳ソフト等を使用している例も多いのが実情であろうと思います。

しかし、上述のとおり、現行の著作権法の下では、著作者の許諾のない機械翻訳ソフト等を使用した翻訳物の作成が形式的に著作権侵害となることは避け難く、厳密には、翻訳著作者の許諾を得る必要があります。

本来的には、そのままで内容を認識することが困難な外国語の著作物について、公正な利用の範囲を画する法整備がなされることが望ましいとは言えますが、当面の対応としては、機械翻訳が違法となり得ることも踏まえ、翻訳結果をディスクなどに固定せず、必要箇所のみを公正な引用の範囲内で用いるなどの留意をすることが望ましいといえます。

いうことになります。今回のご相談のように、
外国語の文献や資料を従業員が業務に役立てる
ために参照する場合、創作の意図はないと思
われますので、二次的著作物には該当しない
と考えます。

もつとも、当該翻訳物に創作性が認められ
ず、二次的著作物に該当しない場合であって
も、元の文献や資料と当該翻訳物とは実質的に
同一のものであると評価することができ、
機械翻訳ソフト等を使用した翻訳物の作成は、
著作物の複製に該当し、著作者の複製権侵害
が問題となります。

そして、会社の従業員が業務上利用するこ

翻訳権とは

翻訳権とは

法二条一項一一号は、二次的著作物を「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。」と定義しているところ、法二七条は、「著作者は、その著

法二二一条は、「著

作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」として、著作者が翻訳等によつて二次的著作物を創作する権利（以下「翻訳権等」といいます）を専有することを定めています。元となる既存の著作物に創作的な行為が加えられることが二次的著作物の要件となつており、創意的な表現が付加されていないものは後述の一複製に該当します。